

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程（16 経教細則第71号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程 平成16年4月7日 16 経教細則第71号</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（審議機関）</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）第20条第4項第3号及び同法第21条第3項第3号の規定により審議される機関が定められている事項以外の事項については、次の機関の審議を経るものとする。</u></p> <p>一 規則</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ <u>国立大学法人東京農工大学職員就業規則（国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を含む。）については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ <u>国立大学法人東京農工大学学則については経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ニ <u>国立大学法人東京農工大学会計規則については、経営協議会を経て役員会</u></p> <p>二 規程</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>第2条第2項第2号イの規程については、経営協議会又は教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ <u>第2条第2項第2号ロ、ハ及びニの規程については、経営協議会又は教育研究評議会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ <u>前イ及びロにおいて、経営協議会又は教育研究評議会のいずれを経るかについては、イの場合は当該規程の根拠となる規則と同様とし、ロの場合は当該規程の内容により学長が判断するものとする。</u></p>	<p>第1条～第2条 省 略（現行どおり）</p> <p>（審議機関）</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の機関の審議を経るものとする。</p> <p>一 <u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）第20条第4項第3号及び同法第21条第3項第3号の規定により審議される機関が定められている規則等については、当該機関を経て役員会</u></p> <p>二 <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を含む。）国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程及び国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</u></p>

<p>三 <u>細則 必要に応じて経営協議会又は教育研究評議会</u></p> <p>四 <u>部局等規則</u></p> <p>イ <u>部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会、組織運営規則第6条、第7条、第9条及び第10条に定める施設に置かれる運営委員会、組織運営規則第8条に定める図書館に置かれる図書館商議会若しくは組織運営規則第3条第2項に定める組織及び施設を運営する委員会等（以下「運営委員会等」という。）を経て経営協議会及び教育研究評議会</u></p> <p>ロ <u>部局教育規則については、組織運営規則第22条に定める部局（共生科学技術研究部を除く。）に置かれる部局運営委員会を経て教育研究評議会</u></p> <p>五 <u>部局等規程及び部局等細則については、運営委員会等</u></p> <p>（制定等）</p> <p><u>第4条 前条各号の審議を経て承認された規則等の原案は、別紙様式により、前条第1号、第2号及び第3号については学長の、同条第4号及び第5号については当該部局等の長の決裁を経て制定等を行う。制定等の日は、特に定めるもののほか、当該決裁の日とする。</u></p> <p>2 <u>前項において部局等の長が制定等を行った場合は、速やかに学長に報告しなければならない。</u></p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>三 <u>国立大学法人東京農工大学経営協議会規程については、経営協議会を経て役員会</u></p> <p>四 <u>前3号以外の規程で教育研究に係る重要な規程として学長が定める規程については、教育研究評議会を経て役員会</u></p> <p>五 <u>前各号以外の規程及び細則については、役員会</u></p> <p>六 <u>部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会、組織運営規則第6条、第7条、第9条及び第10条に定める施設に置かれる運営委員会、組織運営規則第8条に定める図書館に置かれる図書館商議会若しくは組織運営規則第3条第2項に定める組織及び施設を運営する委員会等（以下「運営委員会等」という。）を経て役員会</u></p> <p>七 <u>部局教育規則については、組織運営規則第22条に定める部局（共生科学技術研究部を除く。）に置かれる部局運営委員会を経て役員会</u></p> <p>八 <u>部局等規程及び部局等細則については、運営委員会等</u></p> <p>（制定等）</p> <p><u>第4条 次の各号に掲げる原案は、それぞれ当該各号に定める者の決裁を経て制定等を行うものとする。</u></p> <p>一 <u>前条第1号から第5号までの審議を経て承認された規則等の原案 学長</u></p> <p>二 <u>前条第6号から第8号までの審議を経て承認された規則等の原案 当該部局等の長</u></p> <p>2 <u>制定等の日は、特に定めるもののほか、当該決裁の日とする。</u></p> <p>3 <u>第1項各号の原案は、別紙様式により起案するものとする。</u></p> <p>4 <u>部局等の長が、制定等を行った場合は、速やかに学長に報告しなければならない。</u></p> <p>第5条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附則 省略（現行どおり）</p>
--	---

附則（17 経教 規程第45号）

この規程は、平成17年12月26日から施行する。